

○熊本県産業廃棄物税条例施行規則

(平成17年2月14日規則第3号)

改正	平成18年1月16日規則第5号	平成19年3月30日規則第23号
	平成23年3月31日規則第26号	平成23年12月5日規則第37号
	平成25年3月29日規則第6号	平成25年10月31日規則第53号
	平成27年12月28日規則第47号	平成28年3月4日規則第6号
	平成28年3月30日規則第19号	令和2年3月31日規則第30号
	令和2年12月28日規則第61号	令和3年12月24日規則第40号

熊本県産業廃棄物税条例施行規則をここに公布する。

熊本県産業廃棄物税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県産業廃棄物税条例(平成16年熊本県条例第53号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

[熊本県産業廃棄物税条例(平成16年熊本県条例第53号。以下「条例」という。)]

(賦課徴収)

第2条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、熊本県税条例施行規則(昭和30年熊本県規則第4号)の定めるところによる。この場合において、同規則第1条中「という。)」とあるのは「という。)」及び熊本県産業廃棄物税条例(平成16年熊本県条例第53号)」と、同規則第10条の2中「第15条の2の3第2項」とあるのは「第15条の2の3第2項(熊本県産業廃棄物税条例第12条第3項において準用する場合を含む。)」と、同規則第11条中「第72条の38の2第12項」とあるのは「第72条の38の2第12項及び熊本県産業廃棄物税条例第12条第3項」と、同規則第17条の2第1項中「又は軽油引取税」とあるのは「、軽油引取税又は産業廃棄物税」と、同規則第19条の3第3号中「又は軽油引取税」とあるのは「、軽油引取税又は産業廃棄物税」と、同規則別記第26号の2様式(その4)中「

県たばこ税・ゴルフ場利用税・軽油引取税

」とあるのは「

県たばこ税・ゴルフ場利用税・軽油引取税・産業廃棄物税

」と、「又は軽油引取税」とあるのは「、軽油引取税又は産業廃棄物税」とする。

(産業廃棄物の重量算定の方法)

第3条 条例第5条第2項の規則で定めるところにより算定した重量は、別表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類(種類ごとに体積を測定できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類)に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる換算係数を当該産業廃棄物の体積(立方メートルで表した体積をいう。)に乗じて得た重量とする。

[条例第5条第2項] [別表]

2 前項の規定により算定した重量の単位は、トンとする。

(特別徴収義務者の登録申請書等の様式)

第4条 条例第10条第2項の申請書の様式は、別記第1号様式による。

[条例第10条第2項] [別記第1号様式]

2 条例第10条第3項の証票の様式は、別記第2号様式による。

[条例第10条第3項] [別記第2号様式]

3 条例第10条第6項の届出書の様式は、別記第3号様式による。

[条例第10条第6項] [別記第3号様式]

4 条例第10条第7項の届出書の様式は、別記第4号様式による。

[条例第10条第7項] [別記第4号様式]

(納入申告書の様式)

第5条 条例第11条第1項の納入申告書の様式は、別記第5号様式による。

[条例第11条第1項] [別記第5号様式]

(徴収猶予に係る担保の提供を免除する場合の要件及び担保の提供手続)

第6条 条例第12条第1項の規則で定める要件は、同項の規定による徴収猶予の申請をした特別徴収義務者が当該徴収猶予の申請をした日前3年以内において産業廃棄物税に係る徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における産業廃棄物税に係る徴収金の納入状況からみてその徴収猶予された期間の末日までに当該徴収猶予に係る産業廃棄物税を納入することが確実に認められることとする。

[[条例第12条第1項](#)]

2 地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の10の規定は、条例第12条第1項の規定により徴する担保の提供手続について準用する。

[[条例第12条第1項](#)]

(徴収猶予申請書等の様式)

第7条 条例第12条第2項の申請書の様式は、別記第6号様式による。

[[条例第12条第2項](#)] [[別記第6号様式](#)]

2 条例第12条第3項において準用する地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第15条の2の2の規定による通知は、別記第7号様式により行うものとする。

[[条例第12条第3項](#)] [[別記第7号様式](#)]

(還付又は納入義務の免除申請書等の様式)

第8条 条例第13条第2項の申請書の様式は、別記第8号様式による。

[[条例第13条第2項](#)] [[別記第8号様式](#)]

2 条例第13条第4項の規定による通知は、別記第9号様式により行うものとする。

[[条例第13条第4項](#)] [[別記第9号様式](#)]

(納付申告書等の様式)

第9条 条例第14条第1項の申告書の様式は、別記第5号様式による。

[[条例第14条第1項](#)] [[別記第5号様式](#)]

2 条例第14条第2項の修正申告書の様式は、別記第10号様式による。

[[条例第14条第2項](#)] [[別記第10号様式](#)]

(更正又は決定通知書の様式)

第10条 産業廃棄物税の更正又は決定及び過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定の通知書の様式は、別記第11号様式による。

[[別記第11号様式](#)]

(減免)

第11条 条例第15条第1項の納税者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、それぞれ当該各号に定める額(次の各号の2以上に該当するときは、該当する号に定める額を合算した額)を減免するものとする。

[[条例第15条第1項](#)]

(1) 天災(熊本県税災害減免条例施行規則(昭和38年熊本県規則第27号)第2条第1項第1号に掲げる災害をいう。)又はこれに類する災害(熊本県税災害減免条例施行規則第2条第1項第2号及び第3号に掲げる災害をいう。)により甚大な被害を受け、著しく納税困難となったと認める者
産業廃棄物税を納付することができないと認める額

[[熊本県税災害減免条例施行規則\(昭和38年熊本県規則第27号\)第2条第1項第1号](#)] [[熊本県税災害減免条例施行規則第2条第1項第2号](#)] [[第3号](#)]

(2) 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第13項に規定する指定副産物(石炭灰に限る。)である産業廃棄物の埋立処分を行う者 当該産業廃棄物の搬入に係る産業廃棄物税額の4分の1に相当する額

(3) 管理型最終処分場(最終処分場であって廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第7条第14号ハに掲げるものをい

う。)において産業廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第12条第5項に規定する中間処理産業廃棄物であつて、当該納税者が他の者の委託を受けて産業廃棄物を処分した後のものを除く。)の埋立処分を行う者 当該産業廃棄物の搬入に係る産業廃棄物税額の4分の1に相当する額

(4) 前3号に定めるもののほか、特別の事情があり、減免を必要とすると認める者 知事が必要と認める額

(減免申請書等の様式)

第12条 条例第15条第2項の申請書の様式は、別記第12号様式による。

[[条例第15条第2項](#)] [[別記第12号様式](#)]

2 知事は、前項の申請書を提出した者に対し、条例第15条第1項の規定により産業廃棄物税を減免するかどうかについて、別記第13号様式により通知しなければならない。

[[条例第15条第1項](#)] [[別記第13号様式](#)]

(最終処分場設置届出書等の様式)

第13条 条例第16条第1項の届出書の様式は、別記第14号様式による。

[[条例第16条第1項](#)] [[別記第14号様式](#)]

2 条例第16条第2項の届出書の様式は、別記第15号様式による。

[[条例第16条第2項](#)] [[別記第15号様式](#)]

(帳簿への記載事項)

第14条 条例第17条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

[[条例第17条第1項](#)]

(1) 産業廃棄物の搬入年月日

(2) 産業廃棄物の種類及び重量

(3) 産業廃棄物の体積(条例第5条第2項の規定により当該産業廃棄物の重量を算定した場合に限る。)

[[条例第5条第2項](#)]

(4) 特別徴収義務者にあつては、産業廃棄物の埋立処分を委託した者の氏名又は名称及び廃棄物処理法第12条の3の規定により交付された産業廃棄物管理票の交付番号

(帳簿の電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムによる保存)

第15条 条例第17条第2項の規定により同条第1項に規定する帳簿に係る電磁的記録の保存又は当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該帳簿の保存に代えようとする場合の電磁的記録の保存及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存については、法第7章の規定の例による。

[[条例第17条第2項](#)]

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年1月16日規則第5号)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則(平成19年3月30日規則第23号)

1 この規則は、平成19年6月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則(平成23年3月31日規則第26号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県税条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類のうち、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後県税の賦課業務の集約に伴う関係条例の整備等に関する条例(平成23年熊本県条例第14号)第1条の規定による改正後の熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)及びこれに基づく規則の規定により熊本県税事務所長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、熊本県税事務所長に提出された申請書その他の書類とみなす。
- 7 この規則の施行の際現に改正前の熊本県産業廃棄物税条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類のうち、施行日以後県税の賦課業務の集約に伴う関係条例の整備等に関する条例第4条の規定による改正後の熊本県産業廃棄物税条例(平成16年熊本県条例第53号)及びこれに基づく規則の規定により熊本県税事務所長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、熊本県税事務所長に提出された申請書その他の書類とみなす。
- 8 この規則の施行の際現に改正前の熊本県産業廃棄物税条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県産業廃棄物税条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。
- 9 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則(平成23年12月5日規則第37号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第6号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県種畜貸付規則、熊本県水産業協同組合法施行細則、熊本県牧野法施行細則、熊本県家畜改良増殖法施行細則、熊本県税条例施行規則、熊本県土地改良財産の管理及び処分に関する規則、熊本県母子家庭等の児童の身元保証に関する条例施行規則、熊本県土地区画整理法施行細則、熊本県分収造林指導規則、熊本県税災害減免条例施行規則、熊本県屋外広告物条例施行規則、熊本県税特別措置条例施行規則、熊本県港湾管理条例施行規則、熊本県養蜂振興法施行細則、熊本県宅地造成等規制法施行細則、熊本県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則、風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則、熊本県林業種苗法施行細則、熊本県水質汚濁性農薬の使用規制に関する規則、熊本県自然環境保全条例施行規則、熊本県が管理する港湾の港湾区域等における行為の許可手続等に関する規則、熊本県森林組合法施行細則、熊本県景観条例施行規則、熊本県砂防指定地管理条例施行規則及び熊本県産業廃棄物税条例施行規則(以下「熊本県種畜貸付規則等」という。)の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県種畜貸付規則等の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(平成25年10月31日規則第53号)
この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成27年12月28日規則第47号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 6 第4条の規定による改正後の熊本県産業廃棄物税条例施行規則別記第1号様式、別記第3号様式から別記第6号様式まで、別記第8号様式、別記第10号様式、別記第12号様式、別記第14号様式及び別記第15号様式の規定は、施行日以後に行われる熊本県産業廃棄物税条例(平成16年熊本県条例第53号。以下「産業廃棄物税条例」という。)第10条第2項の規定による申請書の提出、同条第6項の規定による届出書の提出、同条第7項の規定による届出書の提出、産業廃棄物税条例第11条第1項若しくは第2項の規定による納入申告書の提出若しくは産業廃棄物税条例第14条第1項の規定による申告書の提出、産業廃棄物税条例第12条第2項の規定による申請書の提出、産業廃棄物税条例第13条第2項の規定による申請書の提出、産業廃棄物税条例第14条第2項の規定による修正申告書の提出、産業廃棄物税条例第15条第2項の規定による申請書の提出、産業廃棄物税条例第16条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出書の提出又は同条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出書の提出について適用し、施行日前に行われた産業廃棄物税条例第10条第2項の規定による申請書の提出、同条第6項の規定による届出書の提出、同条第7項の規定による届出書の提出、産業廃棄物税条例第11条第1項若しくは第2項の規定による納入申告書の提出若しくは産業廃棄物税条例第14条第1項の規定による申告書の提出、産業廃棄物税条例第12条第2項の規定による申請書の提出、産業廃棄物税条例第13条第2項の規定による申請書の提出、産業廃棄物税条例第14条第2項の規定による修正申告書の提出、産業廃棄物税条例第15条第2項の規定による申請書の提出、産業廃棄物税条例第16条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出書の提出又は同条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出書の提出については、なお従前の例による。
- 7 この規則の施行の際現に存する旧県税条例施行規則、旧県税災害減免条例施行規則、旧県税特別措置条例施行規則及び第4条の規定による改正前の熊本県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則(平成28年3月4日規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日規則第19号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第30号)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県産業廃棄物税条例施行規則の規定により交付されている通知書は、改正後の熊本県産業廃棄物税条例施行規則の規定により交付された通知書とみなす。

附 則(令和2年12月28日規則第61号)

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県産業廃棄物税条例施行規則の規定により交付されている通知書は、改正後の熊本県産業廃棄物税条例施行規則の規定により交付された通知書とみなす。

附 則(令和3年12月24日規則第40号)

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日
 - (2) 第1条中第24条の2及び第24条の3の改正規定、第32条の19を削る改正規定並びに第33条の改正規定並びに第2条中第15条の改正規定 令和4年1月1日

(経過措置)

- 2 前項第1号に掲げる規定の施行の際現に第1条の規定による改正前の熊本県税条例施行規則の規定により交付されている通知書は、第1条の規定による改正後の熊本県税条例施行規則の規定により交付された通知書とみなす。
- 3 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の際現に第1条の規定による改正前の熊本県税条例施行規則及び第2条の規定による改正前の熊本県産業廃棄物税条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、第1条の規定による改正後の熊本県税条例施行規則及び第2条の規定による改正後の熊本県産業廃棄物税条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。
- 4 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の際現に存する第1条の規定による改正前の熊本県税条例施行規則及び第2条の規定による改正前の熊本県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

別表(第3条関係)

産業廃棄物の種類	換算係数
廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる燃え殻	1.14
廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる汚泥	1.10
廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる廃油	0.90
廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる廃プラスチック類	0.35
廃棄物処理法施行令第2条第1号に掲げる紙くず	0.30
廃棄物処理法施行令第2条第2号に掲げる木くず	0.55
廃棄物処理法施行令第2条第3号に掲げる繊維くず	0.12
廃棄物処理法施行令第2条第4号に掲げる動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
廃棄物処理法施行令第2条第4号の2に掲げる獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物	1.00
廃棄物処理法施行令第2条第5号に掲げるゴムくず	0.52
廃棄物処理法施行令第2条第6号に掲げる金属くず	1.13
廃棄物処理法施行令第2条第7号に掲げるガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00
廃棄物処理法施行令第2条第8号に掲げる鉱さい	1.93
廃棄物処理法施行令第2条第9号に掲げるコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
廃棄物処理法施行令第2条第10号に掲げる動物のふん尿	1.00
廃棄物処理法施行令第2条第11号に掲げる動物の死体	1.00
廃棄物処理法施行令第2条第12号に掲げるばいじんであつて、集じん施設によって集められたもの	1.26
廃棄物処理法施行令第2条第13号に掲げる産業廃棄物	1.00

別記第1号様式(第4条関係)



別記第2号様式(第4条関係)



別記第3号様式(第4条関係)



別記第4号様式(第4条関係)



別記第5号様式(第5条、第9条関係)



別記第6号様式(第7条関係)



別記第7号様式(第7条関係)



別記第8号様式(第8条関係)



別記第9号様式(第8条関係)



別記第10号様式(第9条関係)



別記第11号様式(第10条関係)



別記第12号様式(第12条関係)



別記第13号様式(第12条関係)



別記第14号様式(第13条関係)



別記第15号様式(第13条関係)

